



令和5年6月30日

各位

会社名 株式会社 北弘電社
代表者名 代表取締役社長 高橋 龍夫
(コード：1734、札証)
問合せ先 管理統括室 経理部長 関谷 繁淑
(TEL 011-640-2231)

債務超過解消に向けた計画について

当社は、令和5年5月11日に公表いたしました「令和5年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載のとおり、当社が施工中の高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事(以下、高山案件)において、土木工事の大幅な工事遅延や工事コストの大幅な増加などにより、利益剰余金が2,881百万円減少し、令和5年3月期末時点において2,639百万円の債務超過となっております。

つきましては、債務超過解消に向けた取り組みについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 債務超過の原因

当社は、創業110年、設立70年の老舗企業として、お客様をはじめとして、地域の皆様、パートナー企業様、株主様に支えられながら創業以来110年以上に亘り、「人」と「信頼」が何よりも大切である」という揺るぎない信念と高い技術力、優れた品質への誇りを持ち、北海道を中心に歩んでまいりました。

令和3年3月23日に公表いたしました「デンマーク製 小形風力発電機「SWP 19.8-14TV20」の取扱い終了に関するお知らせ」のとおり、メーカーに起因する本製品の品質・安全性の確保に関する重要な問題が発生し、本製品の輸入販売、建設工事、保守点検の取扱いを終了することを決定いたしました。これにより、当社が販売・施工した本製品で発電事業を運営されていた発電事業者様に対する補償費用ならびに取扱い終了に係る撤去費用等として2,256百万円を令和3年3月期に特別損失を計上いたしました。

さらに、高山案件において、長雨による天候不順ならびに軟弱地盤や岩や石などの地中の障害物への対応などによる土木工事の大幅な工事遅延や工事コストの増加により、前事業年度まで2期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したことに加え、当事業年度においても営業損失2,059百万円、経常損失2,064百万円、当期純損失2,881百万円を計上し、令和5年3月期末時点において2,639百万円の債務超過に陥っております。

なお、令和5年6月29日の証券会員制法人札幌証券取引所の発表のとおり、株券上場廃止基準第2条第1項第5号の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりました。

2. 債務超過の解消に向けた基本方針について

当社は、令和4年4月に策定した中長期経営計画に基づいた次の施策をさらに確実にかつ迅速に推進し、

収益改善を図るとともに、財務状況の安定化に向け、あらゆる手段を検討し債務超過の解消に努めてまいります。

3. 取り組みの内容及びスケジュール

(1) 収益改善にむけた施策

① 案件採算管理

これまで運用してきた会議体の現状把握と課題を洗い出し、内容面と形式面を根本から見直し、受注時採算の改善を図るとともに、実効的なリスク審査体制を整備いたしました。

「受注前検討会」では、リスク精査体制の構築と受注基準の詳細化を図り、「施工時モニタリング会議」では、会議で使用する実績数値を設定し、リスク案件に対してはその実績数値を元に具体的な対応を決定いたします。また「工事報告会」では、PDCAサイクルを構築し、全社展開すべき改善要因や悪化要因の整理、他案件、会議体へ横展開する具体的手法を検討し、二度と同じ過ちは繰り返さないよう徹底してまいります。

② コスト改善

徹底した経費削減と削減実施状況について定期的にモニタリングを実施しております。また光熱費の高騰に伴う施策として、エネルギー使用量を削減する設備更新を現在検討中であります。また車両費につきましても高騰の一途をたどっている為、全社の状況を把握し、車両台数の削減、レンタカー、リース車両のコスト見直しを常に意識した柔軟な配車、入替え等を実施し、厳しい状況下でも経費削減に努めてまいります。

(2) 関係者との資本関係の増強

財務体質の改善を企図して、連携強化を前提とした顧客・株主を含めた関係者との資本関係の増強の可能性を検討していくこととしており、関係者に支援の要請を申し入れる等協議を進めてまいります。

上記、収益改善にむけた施策の実施と関係者との資本関係の増強の可能性を検討していくことにより、令和6年3月期末での債務超過解消を目指します。

以上